

大気汚染防止法の改正による水銀大気排出規制について

施行期日：平成30年4月1日

水銀に関する水俣条約の大気排出関係規制の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀排出施設に係る届出制度が創設されるとともに、水銀排出施設から水銀を大気中に排出する者への排出基準の遵守が義務付けられ、平成30年4月1日から施行されます。

水銀排出者（水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者）には次の事項が求められます。

水銀排出施設の設置の届出

水銀排出施設の設置や構造等の変更をする場合、都道府県知事等に事前の届出が必要です。

施行日（平成30年4月1日）に現に施設を設置している者は、平成30年4月30日（月）までに届出を行わなければなりません。

【届出における留意事項】

次の事項を届出書に記載する必要があります。

- ・原材料及び燃料中の水銀等の含有割合
代表値や平均値を記載すること又は幅記載することでも差し支えありません。
- ・排出ガス（乾き）中の水銀濃度（処理前、処理後）
複数の測定結果の平均値又はこれらの結果について幅記載することでも差し支えありません。実測値がない場合は、設計値等（構造上測定が不可能な場合の処理前濃度、既設施設における処理後濃度においては空欄可）でも構いません。しかし、処理後の値については、定期測定後に、設計値と大きな差異がある場合又は空欄の場合は変更届出が必要になります。

排出基準の遵守

水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければなりません。

水銀濃度の自主測定

水銀排出施設の設置者は、当該施設に係るばい煙中に含まれる水銀濃度を測定し、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。

環境省告示第九十四号 排出ガス中の水銀測定法 <http://www.env.go.jp/air/suigin/kokuji.pdf>
測定の頻度

| 水銀排出施設の種類 | 頻度 |
|---------------------------------|--------------------|
| 排出ガス量が4万m ³ N/時以上の施設 | 4か月を超えない作業期間ごと1回以上 |
| 排出ガス量が4万m ³ N/時未満の施設 | 6か月を超えない作業期間ごと1回以上 |
| 専ら銅、鉛、亜鉛の硫化銅を原料とする乾燥路 | 年1回以上 |
| 専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉 | 年1回以上 |

お問い合わせ先

山梨県大気水質保全課 大気担当（電話055-223-1510）

工場・事業場の所在地を管轄する各林務環境事務所 環境課

中北林務環境事務所（電話0551-23-3090）

峡東林務環境事務所（電話0553-20-2739）

峡南林務環境事務所（電話055-240-4141）

富士・東部林務環境事務所（電話0554-45-7811）